



# 山形県公報

令和4年11月11日(金)  
第354号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …1075
- 山形県民の海・プールの開館時間及び休館日……………(観光復活戦略課) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …1076
- 同……………( 同 ) … 同
- 同……………( 同 ) … 同
- 同……………( 同 ) … 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) …1077
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) … 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) … 同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) …1078
- 同……………( 同 ) … 同
- 同……………( 同 ) … 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …1079
- 同……………( 同 ) … 同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) … 同
- 同……………( 同 ) … 同
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) …1080
- 同……………( 同 ) … 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) … 同

## 告 示

### 山形県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日     |
|-------------------------------|-----------------------------|-------------|-----------|
| 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1 | 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市長沼字宮前23番1 | 重度訪問介護      | 令和4.11.17 |

### 山形県告示第867号

山形県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後8時までとする。ただし、11月1日から3月31日までの日のうち、日曜日以外の日にあっては午前10時から午後8時まで、日曜日にあつては午前10時から午後6時までとする。

## 2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

## 3 適用期間

令和4年11月1日から令和6年3月31日まで

**山形県告示第868号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

天童市大字荒谷地内

## 2 公共測量を実施する期間

令和4年10月31日から令和5年3月23日まで

## 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第869号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

新庄市大字萩野地内

## 2 公共測量を実施する期間

令和4年10月26日から令和5年3月28日まで

## 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第870号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

最上郡舟形町富田地内

## 2 公共測量を実施する期間

令和4年11月1日から同年12月28日まで

## 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第871号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市赤剥地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年10月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第872号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 高 橋 伊 三 雄 | 山形市蔵王上野1063番地の1 |

**山形県告示第873号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、幅土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 加 々 美 長 悦 | 最上郡舟形町長沢418番地3 |
| 同        | 伊 藤 準 悦   | 同 341番地2       |
| 同        | 二 戸 徳 善   | 同 3985番地2      |
| 同        | 伊 藤 義 範   | 同 278番地1       |
| 同        | 大 場 恭 裕   | 同 298番地        |
| 同        | 伊 藤 秀 樹   | 同 767番地        |
| 監 事      | 伊 藤 敬 一   | 同 760番地        |
| 同        | 渡 部 一 樹   | 同 547番地        |

**山形県告示第874号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、幅土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所             |
|----------|--------|----------------|
| 理事       | 加々美 長悦 | 最上郡舟形町長沢418番地3 |
| 同        | 伊藤 準悦  | 同 341番地2       |
| 同        | 二戸 徳善  | 同 3985番地2      |
| 同        | 伊藤 義範  | 同 278番地1       |
| 同        | 大場 恭裕  | 同 298番地        |
| 同        | 伊藤 秀樹  | 同 767番地        |
| 監事       | 伊藤 敬一  | 同 760番地        |
| 同        | 渡部 一樹  | 同 547番地        |

山形県告示第875号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年11月11日

山形県知事 吉村 美栄子

| 事業名             | 地区名  | 工事完了年月日   |
|-----------------|------|-----------|
| 水利区域内農地集積促進整備事業 | 塩野地区 | 令和3年3月19日 |

山形県告示第876号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年11月11日

山形県知事 吉村 美栄子

| 事業名        | 地区名  | 工事完了年月日   |
|------------|------|-----------|
| 農村地域防災減災事業 | 富田地区 | 令和3年7月26日 |

山形県告示第877号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年11月11日

山形県知事 吉村 美栄子

| 事業名      | 地区名  | 工事完了年月日   |
|----------|------|-----------|
| ため池等整備事業 | 赤松地区 | 令和3年12月1日 |

**山形県告示第878号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。  
 令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 天童市大字荒谷字小才勝201番1から<br>同 本条16番1まで | 旧    | 72.3メートル<br>} 19.3 | メートル<br>149 |
| 同 上                              | 新    | 48.3メートル<br>} 16.9 | 同上          |

**山形県告示第879号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。  
 令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 天童市大字荒谷字内条8385番3から<br>同 本条16番1まで | 旧    | 17.3メートル<br>} 12.3 | メートル<br>161 |
| 同 上                              | 新    | 48.3メートル<br>} 13.7 | メートル<br>176 |

**山形県告示第880号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。  
 令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字小才勝201番1から  
同 本条16番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月11日

**山形県告示第881号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。  
 令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 荒谷原崎線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字内条8385番3から  
同 本条16番1まで

3 供用開始の期日 令和4年11月11日

山形県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町南一丁目9087番18から  
同 神町中央二丁目9087番44まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月11日

山形県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形空港線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央二丁目9087番10から  
同 9087番45まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月11日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和5年3月13日まで縦覧に供する。

令和4年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ天童鉾ノ町店  
天童市鉾ノ町一丁目1番6号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 須 藤 不 動 産 | 天童市芳賀タウン北三丁目2番11号 | 須 藤 芳 男 |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年6月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,098.79平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 36台
- (2) 駐輪場の収容台数 10台
- (3) 荷さばき施設の面積 42.28平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 5.54立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前7時
  - ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

令和4年10月28日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和4年11月11日印刷  
令和4年11月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県